

発行元: 税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
http://nozomi-tax.jp/

私我先立ってしまったら...



残されたペットはどうなるの？

大切な家族としてペットと一緒に暮らしておられる方、「私にもしものことがあったとき、残されたペットはどうなってしまうのだろう…」と心配になることはありませんか？今回はご自身亡き後のペットの生活を、法的に守ってゆく仕組みをご紹介します。

1. 負担付遺贈

ご自身（遺贈者）が亡くなった後、受け取る人（受遺者）に対し、一定の義務を負ってもらうことを条件に財産を贈与することを負担付遺贈と呼びます。遺言書を作成して、ペットの新しい飼主になってもらうことを条件に、具体的な財産を特定の人物に遺贈するというものです。信頼できる人が特定されている場合、確実に託すことができますが、遺言は一方的な意思表示のため、最終的に受遺者に拒否されてしまう恐れもあります。

2. 負担付死因贈与契約



ご自身（贈与者）と受け取る人（受贈者）が、贈与者の生前に話し合って、上記1「負担付遺贈」と同様の趣旨で具体的な契約を締結しておくものを指します。契約のため、贈与者の死亡後に受贈者に拒否されるということがありません。なお、契約自体は口頭でも有効ですが、後のトラブルを避けるためにも、具体的な内容を記載した書面で交わしておくことが大切です。

3. 民事信託

昨今話題の民事信託を活用する方法もあります。死亡や痴呆等により自分がペットを飼えなくなる事態を想定し、事前に信頼できる人物や団体と信託契約を締結してペットが生活するための財産を託しておくという仕組みです。契約内容等についてはここでは触れませんが、複雑かつオーダーメイドの内容となるため、契約書の作成にあたっては専門家のアドバイスが望まれます。また、新しい制度であるため、ノウハウや実例の蓄積の少ない点が不安です。



いずれの方法を採用するにしても、「ペットを託すことのできる人」の存在が必須となります。ペットに対し愛情を持って接してくれる人、習性を理解して的確に世話をしてくれる人、そしてペット自身も信頼を置いている人を日頃から想定しておくことが重要かと思えます。

